令和5年度

埼玉県予算編成に関する要望書

令和4年10月14日

埼玉県議会 無所属県民会議

はじめに

大野知事におかれましては、本年度も新型コロナウイルス感染症対策 や降雹被害対応など734万県民の命と暮らしを守り、「日本一暮らしや すい埼玉県」の実現に向け、日々ご尽力いただいていることに心より感 謝を申し上げます。

我々、無所属県民会議も、県民の声に真摯に耳を傾け、県民こそが主 役の県政、そして県民幸福のための行政を目指し、日々活動しておりま す。会派及び議員各自の活動から得られた声に加え、我々のもとには県 内の様々な団体からも県政への多様な提言も届けられております。

これらの声をもとに、この度、「**令和5年度** 埼玉県予算編成に関する要望書」を取りまとめました。

本要望書には、**県政全般に関わる事項239項目、各地元要望191** 項目、合計430項目を掲載しております。

来年度予算にあたって、我が会派では

1 「県民の命に直結する施策への重点投資」

- ・新たなフェーズに対応した新型コロナ医療体制
- 児童虐待防止対策の強化
- ・ 産後うつ等や育児不安への支援
- ・水害防止のための総合治水対策 など

2 「子供たちの将来を見据えた公教育の推進」

- ・県立中高一貫校の推進
- ・教育 DX の推進
- ・スクールカウンセラーの充実による相談体制の強化 など

3 「誰ひとり取り残さない就業機会の提供」

- ・コロナ失業への緊急対応
- ニートや引きこもりの自立支援
- ・指定難病患者への就業支援体制の構築 など

を軸として構成し、その他、県政全般について多様な要望事項を掲載 いたしました。

県財政が大変厳しい中ではありますが、特段のご配慮を賜りますよう、ここに要望いたします。

令和4年10月14日

埼玉県議会 無所属県民会議

代表 岡 重夫

副代表 醍醐 清

幹事会 石川 忠義 八子 朋弘

総務会 岡村 ゆり子

政策調査会 井上 航 平松 大佑 金野 桃子

涉外対策本部 松坂 喜浩 江原 久美子

特命幹事 鈴木 正人

1. 企 画 財 政 部 関 係

- ●DX を強力に進めるため、以下の事項に早急に取り組むこと
- CDO の創設
- ② 職員のテレワークのさらなる推進を図ること
- ③ データサイエンティスト、エンジニアなどデジタル人材の採用を 行うこと
- ④ 今後県庁に求められるデジタル人材の要件定義を行い、デジタル人材の育成を図ること
- ●地下鉄12号線の延伸を強力に進めること
- ●高崎線の遅延対策
- ●高齢者ドライバーの事故防止のための取組を引き続き進めると共に運 転免許自主返納を進めるために以下の施策を講ずること
- ① 移動手段を持たない高齢者が増加してきていることを ふまえ、高齢者の身体的負担、経済的負担に配慮した移動手段の確保・充実をはかること
- ② コミュニティバス路線の整備にあたっては高齢者が利用する病院や商業施設等の生活圏に配慮し、隣接する行政区との連携も推進すること
- ●デジタル化を進める市町村への支援
- ●全庁的な SDGs の取組を推進すること

2. 総 務 部 関 係

- ●納税証明書の電子申請を実施すること
- ●悪質な高額滞納者を中心とした徴税対策の徹底と徴収率の向上及び市

町村の徴税業務の支援

- ●建設工事に係る入札参加資格審査の格付けにおいて、地域ボランティアやインターンシップの受け入れ、環境への配慮等を加点するなど、企業の様々な取組を積極的に評価する仕組みの推進
- ●職員の勤務管理に関して、業務の適正かつ効率的な進行管理
- ●障害者雇用について民間企業の模範となるよう、能力と適性に応じた 雇用の促進を図ること。特に知的障害者の採用に力を入れること。また、 障害者採用試験の結果、採用予定数が定員を下回った場合の追加募集を 行うこと
- ●デジタル化の進展、県人口を鑑み、適正な職員定数とすること
- ●幼稚園における ICT 化の推進
- ●県庁に手話通訳者を設置すること
- ●非行政書士行為の防止の徹底をすること

3. 県民生活部関係

- ●北朝鮮による日本人拉致問題・人権侵害問題に対する県民意識のさらなる啓発事業の推進
- ●スケートボード施設の整備
- ●プロスポーツとの連携を強化し、スポーツを核とした地域交流を推進 すること
- ●防犯カメラの拡充、増設に取り組むこと

- ●地域伝統芸能・行事の維持や地域ブランド・イメージアップ人財育成のため、地縁団体や商店会等に対する補助制度の創設
- ●自転車利用に関し、道路交通法および自転車乗車に関する安全ルール の周知徹底と実技講習や啓発活動・指導などの措置
- ●増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅のため消費者への情報提供と注意 喚起の徹底
- ●福祉部と連携した障害者スポーツの振興
- ●埼玉県青少年健全育成条例に基づく携帯電話販売店等におけるフィルタリングサービス説明実施の徹底
- ●コロナ禍で全国的に過去最多の自殺者数になっている学生を含む若い 世代の自殺者増加に対応するため、相談窓口等の設置など対応を強化す ること
- ●県で現在利用できる性的少数者に関する諸施策の一覧を、県 HP 等に掲載し、広く周知する。

4. 危機管理防災部関係

- ●災害時に防災拠点や支援拠点となる公共施設、都市公園、県立公園の早期整備、防災機能の強化推進
- ●県・市町村・鉄道事業者等の企業が相互に連携した地域横断的な帰宅 困難者対策の更なる推進
- ●台風被害を想定した計画策定(他県との連携、廃材処理等)
- ●大規模停電対策の初動体制の確立と万全な体制づくり

- ●関連死対策を含む防災計画策定の推進
- ●市町村の地域防災計画の整合性をはかり、市域にまたがる計画について県が主体的な調整を行うこと
- ●市町村の区域を越えた広域避難計画の策定
- ●危機管理の指針の見直し
- ●「埼玉県防犯共助県づくり推進事業補助金」の維持・拡大

5. 環 境 部 関 係

- ●都市部における屋上や壁面緑化の推進と積極的支援
- ●環境美化運動の推進と環境の保全・創造への理解を深めるための環境 学習の推進
- ●単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換設置促進
- ●不法投棄のパトロールと撤去体制の強化
- ●化学物質過敏症の予防対策の徹底と化学物質対策の強化
- ●カーボンニュートラルの実現のため、地熱発電など再生可能エネルギー、小水力発電などの研究をさらに進め、分散型発電を推進すること
- ●太陽光パネル設置による崩落事故等が発生している現状を踏まえ、太陽光発電の推進にあたっては崩落事故等が発生しないよう適切な指導にあたること
- ●脱炭素社会実現に向けて、建築物の ZEH 化、ZEB 化、EV 化、地域新電力会社の設立について、各自治体の取組に応じた補助金や人的支援など

の制度創設

- ●長瀞射撃場のバリアフリー化の推進
- ●下水由来の水素サプライチェーンの構築につながるFCV車導入の県補助額及び地方自治体も含めた交付対象の拡大
- ●アライグマ捕獲従事者研修会の機動的な開催
- ●自転車やバスなどの公共交通機関の利用促進による温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進
- ●環境に負荷の少ない水素エネルギー活用のまちづくりの推進
- ●見沼の環境保護と土地の活用
- ●耕作放棄地を取得して、自然再生を行う仕組みづくりの推進
- ●埼玉版スーパーシティプロジェクトについては支援策をブラッシュアップし、全ての市町村参加のもと県民総ぐるみで推進できるよう取組を進めるよう取り組むこと
- ●多様な生きものが生息可能なエコロジカルネットワークの形成を推進させるための埼玉県による独自の事業や市町村に対する補助・交付金制度の充実
- ●河川の水質改善に努めること
- ●「彩の国みどりの基金」の使途を積極的に土地取得にあてていくこと。

6. 福祉部関係

●病児・病後児保育の拡充

- ●妊娠期から子育で期まで切れ目のない支援を提供する「子育で世代包括支援センター」の市町村での設置を促進すること
- ●産後うつ対策として、全産婦の産後うつ調査の実施、産後ケア施設への利用支援、助産師等によるケア等を充実させること
- ●保育の質・機能向上のための職員処遇の改善
- ●保育園における ICT 化の推進
- ●障害児保育対策費の補助金の増額
- ●現場実態に即していない国の公定価格の見直しを国へ働きかけるとと もに、見直しが行われるまでの間、県単独補助を行う等、保育の質・機 能向上のために、職員処遇を改善すること
- ●産休等代替え職員費補助金の継続・充実
- ●多胎児支援を行う市町村に対しての人的及び財政的な支援をすること
- ●発達障害者(児)支援のための早期発見、療育体制の強化、発達障害 支援プロジェクトの更なる推進
- ●聴覚障害児聴能訓練事業の充実
- ●虐待の防止と早期発見などにもつながる妊娠・出産期の支援、産前・ 産後ケアの充実
- ●児童虐待事例を見逃さず、他行政機関とも連携できる児童相談所の体制強化。相談に対応する専門的人材確保と質の向上
- ①複雑・困難化する児童相談に対応するため、児童福祉司および児童心理司を増員すること
- ② 一時保護が必要な児童の増加に対応し得る、一時保護所の拡充・整

備および職員を増員すること

- ③ 保護が必要な児童が他の自治体に移動しても、他の児童相談所・自治体と円滑に情報を共有し、切れ目のない相談・支援体制を確立すること
- ④ 保護された子どもの受け皿の充実・強化のため、里親制度の推進や児童養護施設などの整備を図ること
- ⑤ 児童の親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えることが禁止されたこと、虐待を発見したときは通告する義務があることを広く国民に周知・啓発すること
- ●子どもの貧困対策に取り組むこと。計画の実行にあたっては、自治体、子ども食堂、NPO、教育機関と連携し、実態調査に基づいた実効性のある取組を進めること
- ●子供の貧困の実態調査を定期的に実施すること
- ●ジュニアアスポート事業を発展させていくため、市町村への補助額上限の引き上げ
- ●人工知能(AI)を活用した児童虐待対応支援システムの導入
- ●フードバンク団体やフードバンク活動について下記の取組を行うこと
- ① 食料の保管場所の確保や保管にかかる光熱費・配送料・人件費等基盤強化のための恒常的な支援
- ② 周知や広報について市町村への働きかけを行うこと
- ●障害者就労の支援強化 及び 障害者就労施設における工賃向上対策 (自治体における優先調達の推進や施設間連携による共同受注など)
- ●障害者のグループホーム等の整備を行うこと
- ●精神疾患の実態把握と、アウトリーチ事業の推進
- ●災害時の障害者の安心・安全な環境について次の取組を講じること
- ① 豪雨災害が予想される場合、雨の降り出す前に福祉避難所などを開設し災害時要援護者が先行して避難できる体制づくり
- ② 福祉避難所の更なる充実

- ●介護給付費財政調整交付金の算定方法見直しを国に求めること。及び 県による不交付市町への当該交付金補填の実施
- ●高齢者福祉に関する施設整備に関して次の取組を講じること
- ① 大規模修繕の補助金を拡充すること
- ② 及び大規模修繕補助金に加え中規模改修への補助を拡充すること
- ③ 災害・感染防止・セキュリティ対策など施設機能の持続可能性を高める経費への補助金を創設すること
- ●介護人材の確保のため、求職者、事業者が簡単に身近で接触できるシステムの構築をすること
- ●介護ロボットのさらなる活用のため、介護ロボット普及促進事業補助金の継続をすること。また介護職員の業務負担を軽減するために、ICT 導入の支援を加速すること。特に介護記録の業務については迅速な改善をすること
- ●介護従事者の賃金アップなど待遇改善に向け、実態調査を行い、それ に基づく県独自の施策を充実させること
- ●単身高齢者に対する孤独死対策と見守り体制の構築
- ●県下全市町村へ24時間在宅介護サービスの普及促進
- ●要介護度改善モデル事業を全県に拡大して認証制度を創設すること
- ●健康長寿埼玉プロジェクトへの県民参加の促進
- ●貧困・格差に関する施策について次の取組を講じること
- ① コロナ禍における生活困窮者への食料支援政策の策定。加えてフードバンク団体の食料品等の一時保管や配送に掛かる費用の支援
- ② 子ども食堂やフードパントリーの物資不足から、県内事業者に対して食料の提供の呼びかけ及び、市町村と連携した情報発信を推進すること

- ●ケースワーカーの増員による生活保護行政の質向上と不正防止
- ●ケアラー相談を含め支援活動を行っている団体に対する財政等の支援
- ●ケアラー(ヤングケアラー含む)の負担軽減を図る為の支援策を講じること
- ●大人の引きこもり対策の充実
- ●放課後児童クラブの深刻な指導員不足の解消を図るため労働条件の改善を進めること
- ●手話言語条例に基づき、県営施設、警察施設、教育施設等において手 話言語への対応をさらに進めること
- ●物価高騰の影響を受ける高齢者福祉・介護施設等に対し継続的な支援 を実施すること
- ●埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの業務内容に「難病者の支援」 (企業開拓等)を明確に打ち出すとともに、難病患者就職サポーターとの 連携強化を促進すること
- ●パーキングパーミットを進めること

7. 保健医療部・病院局関係

- ●乳幼児医療費支給における所得制限を撤廃、自己負担金の廃止をするとともに、支給対象を県内に住所を有する小学校就学前の児童から、高等学校修了までの子どもまでに拡大すること
- ●新生児聴覚スクリーニングの普及・推進
- ●医師不足を解消するために医師確保対策推進事業の拡充

- ●小児科・産婦人科医の確保を図るため、医学生の育成・定着のみならず、経験を積んだ中堅医師の県内開業・転職への後押し等施策を推進すること
- ●開業医による拠点病院支援事業費の拡充
- ●浦和美園地区への大学付属病院の早期開設に向けた事業推進
- ●医師会立看護師・准看護師学校養成所への支援を行うこと
- ●埼玉県ナースセンター事業の推進のため、利便性(乗降客の多い)の良い場所への移転、もしくは西部地域に支所を開設すること
- ●訪問看護における複数訪問に対する補助金制度の創設
- ●准看護師に対する進学支援の強化
- ① 准看護師が看護師資格を修得するための支援(補助金)をすること
- ② 准看護師から看護師への道である 2 年課程存続のための支援(補助金)をすること
- ③ 准看護師養成校から看護師養成課程への転換を推進すること
- ●若年層のがん検診受診率向上を図ること
- ●動物指導センター・各保健所における収容動物の更なる環境改善、殺処分ゼロ実現に向けた人員・予算の投入
- ●地域猫活動(不妊・去勢費)に対する補助については期限を切ることなく、団体への直接補助、あるいは動物病院を指定し間接的な補助の継続
- ●骨髄バンクドナー登録の普及啓発、推進、助成制度の見直し、及び臍 帯血採取可能な病院を増やすこと
- ●埼玉県で開催される手話通訳者養成等の報酬金を増額すること

- ●産後うつや育児不安等を予防すべく地域に密着した助産院を利用し、 助産師のケアを受けられるよう県として産後ケア助成券の発行を行うこ と
- ●全ての母子が出産後早期に埼玉県各地域において、開業助産師による 産後ケア事業 (アウトリーチ型) が平等に受けられるようにすること
- ●産後早期の育児不安を解消するために、すべての母児に助産師による 育児相談・母乳ケアなどの産後ママケア事業を推進すること
- ●コロナ禍における孤立を防ぐためにも助産師と妊婦の対面式での両親 学級・母親学級を開催すること
- ●医師・看護師・病床数の充実に向けた抜本的施策の強化
- ●保健所の増設と機能の増強
- ●県立病院において同性等パートナー等の救急搬送時の情報照会および 手術の同意ができることを関係機関と確認し、周知すること
- ●精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者を「重度心身障害者医療費助成制度の対象にすること

8. 産業労働部・企業局関係

- ●スタートアップ・ベンチャー支援対策の拡充
- ●経営革新に挑戦している経営者への技術支援や情報提供、販路開拓などの積極的支援
- ●中小製造業における人材確保・販路開拓に対する支援の強化
- ① 人材確保に対する支援体制の拡充
- ② ビジネス交流・マッチング支援の拡充

- ●企業本社の誘致促進
- ●多様な働き方実践企業の登録拡大と取組の支援
- ●中小企業や地域産業に伝わる技能・伝統工芸の継承支援
- ●県内企業の海外展開の支援
- ●商店街に対し新商品の開発、普及、販売促進などの支援拡充を行い、 魅力ある商店街づくりのサポートと空き店舗を活用した活性化策の実施
- ●次世代エネルギーの普及促進のための産官学連携の強化充実
- ●国内外の研究機関を積極的に誘致
- ●職人育成に乗り出す県内企業の支援策等、建設業における人材確保策の充実
- ●ニート、フリーターへの自立・就業支援対策と失業者の雇用対策の拡 充
- ●高齢者の継続雇用や再就職に対する支援の実施
- ●子育て中・子育て後の女性の就職希望者への支援拡大
- ●若者の就労支援と正規雇用化の促進
- ●障害者就業・生活支援センター事業の拡充
- ●ひとり親家庭に特化した就労サポートの実施
- ●高速道路網を生かした物流拠点の整備
- ●安心安全なおいしい水の供給を目指し、経営状況及び受水団体への負担等を懸案しながら設備更新に際して高度浄水処理施設の導入を推進す

ること

- ●合併した商工会等への人的支援の柔軟な対応
- ●埼玉ゴールデンルート (埼玉東北部から東京都境までのルート) の整備と、民間との連携による旅行商品の販売等の観光需要の掘り起こし
- ●県指定文化財等の修復・保全に関わる財政支援及び地域観光資源としての活用推進
- ●県内観光地や名所等において音声によるガイダンスを聴覚障害者も楽しめるように、手話言語ガイド、文字挿入など改善をすること
- ●AI、RPA、IoT などデジタル化を図る企業への支援・補助を行うこと
- ●栗橋関所・栗橋関所を県の東北部玄関口として観光資源の発掘・支援
- ●地域商業の活性化に対する支援の強化
- ① イベント等の安心・安全な実施に対する支援の拡充
- ② 売り上げ確保に向けた新たな取り組みに対する支援の拡充
- ③ 県内への誘客に向けた取り組み実施に対する支援の拡充
- ●専門家派遣事業(エキスパートバンク事業)の予算拡充
- ●経営革新計画実行のための専門家派遣によるフォローアップ支援の継続
- ●水道の基盤強化を図るため、県として広域連携を推進し、端末給水を 行う水道事業体とともに具体的な取組を実行すること
- ●指定難病患者の特性を理解した就労支援体制の構築
- ●新型コロナで影響を受ける飲食店への誘客に繋がる事業の実施
- ●中小企業の資金繰りに対する支援の継続実施

- ●事業規模・資金力が乏しい中小企業・小規模事業者がサーキュラーエコ ノミー(CE)の推進に取り組むため、補助施策などの支援をすること
- ●県制度融資における現在の損失補償を継続するとともに、損失補償の対象となる制度融資、また損失補償の割合の拡充をすること

9. 農林部関係

- ●県産米の消費拡大推進と、米を使った商品の開発・販売支援
- ●県内自給率アップに向け産業、教育部門などの垣根を越えた対策強化
- ●耕作放棄地を取得して、自然再生を行う仕組みづくりの構築
- ●新規就農を支援し、農業の担い手を育成と就農直後の低所得・生活困 難就農者への積極支援
- ●農業への企業参入の促進
- ●最先端技術を活用した都市近郊農業の確立
- ●県産農産物の地産地消の推進、県産ブランドの発掘、及び県内外への 広報活動の推進
- ●県産農産物の海外輸出に向けた輸出先の市場分析、商標・意匠登録など知的財産対策、支援体制の確保
- ●農業大学校と農業高校との連携促進、道の駅や直売所等との販売・商品開発の促進
- ●無花粉スギの植林と木材利用の拡大による埼玉林業の再生

- ●環境保全型農業及びそれら農産物のブランド化を推進させるための埼玉県による独自の事業や市町村、農業生産者に対する補助・交付金制度の充実
- ●普及指導員の拡充と研修制度の充実
- ●病害虫対策の推進
- ●梨農家への多目的防災網の設置に係る助成制度の確立
- ●スマート農業の更なる普及推進
- ●県費単独土地改良事業補助金の拡充
- ●「みどりの食料システム戦略」について県として具体的な行動計画を 示すこと
- ●様々な生産資材の高騰に対し、地域実態に応じた支援を行うこと。
- ●飼料高騰への緊急対策及び畜産物価格安定対策事業の継続的な実施

10. 県土整備部関係

- ●限られた人材、資機材を効率的に活用するため、年間を通じて工事量が確保されるよう施工時期の平準化をすること
- ●工期や労務費・間接費等の補正を適切に設定したうえで、週休 2 日制の定着や長時間労働の削減に向けた取組を行うこと
- ●担当技術者の負担軽減のため工事書類の効率化・スリム化を進めること
- ●自転車レーンの整備を進めると共に進行方向矢印付自転車ナビの普及

- ●街路樹選定の際には混植(多様な植物種を植えること)を積極採用すること
- ●街路樹剪定時の自然樹形の徹底と不要な剪定の禁止(通行などに支障がない部分の剪定を避ける)
- ●恒常化するゲリラ豪雨などによる内水氾濫対策の強化、国・県道及び 公共用地における貯留浸透施設等の整備促進
- ●ゲリラ豪雨等による水害を防止するため、下水道管やポンプ施設を整備し、雨水排水能力を向上させること
- ●河川内の橋を撤去した後の土台部分等の把握と撤去の推進
- ●アンダーパス冠水対策の推進
- ●河川及び周辺地域の除草や清掃活動の強化
- ●県道における電線地中化の推進及び県道内電柱の民有地移設の推進
- ●県土の骨格となる幹線道路の整備促進
- ●県内市町村における地域強靱化計画策定の支援
- ●水害時に備えた市町村との連携を含む下水道 BCP 対策の強化
- ●シェアサイクルの県内市町村への普及促進及び県有施設の敷地を活用 したサイクルポートの設置
- ●市町村が行う狭隘道路解消の取組を支援すること

11. 都市整備部関係

- ●空き家活用や民間借上げ、URとの連携などの多様な県営住宅施策の 実施
- ●県営住宅の今後の整備については人口減少社会を踏まえ、慎重に行うこと。また、既存の県営住宅の建て替えに当たっても民間の供給状況を勘案して慎重に判断すること
- ●空き家対策について条例等の整備による補助制度の充実や税制問題を 含め、都市計画事業の観点から対策を講じること

12. 教育局関係

- ●子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む ICT 環境のさらなる整備と EdTech (エドテック) を活用した新しい学び方を進めるため、以下のことに取り組むこと
- ① Edtech の活用をさらに進めること
- ② 県立学校において早急に BYAD を導入すること
- ③ オンライン学習の長所を活かし、ポストコロナ時代も引き続きオンラインを活用すること
- ④ ICT 教育推進課へのデジタル人材のさらなる配備
- ●AI、IoT 時代を生き抜く STEAM 教育に取り組むこと
- ●小中高校生への自然・社会体験活動の拡大
- ●県内すべての子供達が、地域の伝統芸能を総合的な学習の時間や課外 活動を活用し、授業等を通じてふれあい親しみ学べる場づくりの徹底
- ●我が国や郷土に誇りをもてるよう事実に基づいた正しい歴史教育の推 進

- ●先人を敬う心と規律ある態度を育む道徳教育の推進
- ●若者の政治・選挙に関する主権者教育の充実
- ●問題解決支援チームなど専門家の協力を活かしたモンスターペアレント対策の拡充
- ●中学校配置相談員助成の拡充や不登校・貧困対策の拡充に向けたスクールカウンセラーの配置を推進し、いじめ防止の対策を強化すること
- ●頻発する幼児連れ去り事件などへの自衛力向上のための子供防犯講座 「体験学習プログラム」の推進
- ●公立学校の教員の民間企業等への研修制度の拡充と指導力向上策の強 化
- ●栄養教諭及び学校栄養職員の増員
- ●市町村立小中一貫教育校の増設・移行支援
- ●県立中高一貫学校の設置に向けた取組の推進
- ●特別支援学校の教室不足解消を図ること
- ●特別支援学校における虐待防止対策の徹底
- ●公立小中学校事務の共同実施の全県展開
- ●公立小中学校事務職員の管理職事務長の創設
- ●教育職員の勤務時間管理の徹底を始めとした負担軽減
- ●スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、さわやか相談員等、教員以外の人々のネットワーク体制の充実を始めとした子どもたちや保護者を支援する体制の構築

- ●スクールカウンセラーの将来的な常駐体制を視野に入れつつ、配置人 員の増員や駐在日数の増加を行うこと
- ●学校全体でメンタル面の健康を保つための工夫、不調になったときの対処など情報を共有し、児童生徒のみならず教師の支援にも取り組めるような体制を作ること
- ●「アクティブ・ラーニング」の理解促進と研修機会の充実
- ●県立高校と地域の連携を促す取組を進めること
- ●県立学校食堂等で地産地消の推進、および「ふるさと認証食品」の使用促進
- ●県立高校の未耐震施設や老朽化施設の修繕について早期に対応すること
- ●パラスポーツに親しむ機会を整えること
- ●国・県指定文化財等の修復・保全に関わる財政支援及び地域観光資源 としての活用推進
- ●スクールロイヤーの活用を推進すること
- ●外国人児童・生徒への日本語教育の充実・強化
- ●義務教育も含め、教育現場での ICT 環境の整備を早急に実施し、ICT の利用を進めること。また、ICT の利用にあたり教員の質の向上を図ること
- 5 G、SINET、無線 LAN など通信環境の整備を進めること
- ●教育ビッグデータの利活用をさらに進め、個別最適化に取り組むこと
- ●インクルーシブ教育に取り組むこと

- ●特別支援教育コーディネーターの加配
- ●高等学校の「学校間ネットワーク」形成の支援を行うこと
- ●二部制三部制の高校では、義務教育からの受け継ぎに医療や関わった 人たちがわかる相関図をつけるなど引継ぎの強化
- ●早急に学校教育情報化推進計画を策定すること
- ●県立学校における制服(標準服)などの選択制を導入する
- ●子供たちが自分の不調に気づき、気軽に訴えられるようメンタルヘルスに関する教育を実施すること

13. 警察本部関係

- ●警察官増員と装備・施設の整備などによる警察基盤の更なる強化
- ●交通事故多発地帯をはじめとした県内各所に定期的な信号機設置及び 信号機等の老朽化施設の更新、維持管理の強化
- ●劣化した路面標示や交通規制標識の補修業務を計画的に行うこと
- ●特殊詐欺対策の徹底と取締り体制の強化
- ●警察力強化のため各種術科訓練の積極的推進
- ●必要性の高い場所における歩車分離信号機への切り替えの推進
- ●免許センターの混雑対策を継続して行うこと

以上(県政全般 合計239項目)

無所属県民会議 令和5年度 予算要望

【地元要望】

白岡市・宮代町 朝霞市 志木市 和光市 入喜市 東松山市・川島町・吉見町 深谷市・美里町・寄居町 富士見市 新座市 川口市 戸田市

令和5年度 予算要望 (白岡市)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する国の財政支援について、引き続き令和5年度も実施するよう国に求めること。減免総額の全額が国によって財政支援が行われなかった場合は、その残りについて県が財政支援を実施すること
- (2) 国民健康保険制度については、令和4年度から未就学児を対象とした均等割の減額が実施されたが、更なる減額の対象拡大及び財政支援を、国に働きかけること
- (3) 交差点における交通事故防止に有効な手段である信号機の設置を定期的に進めること
- (4) 県道春日部・菖蒲線のバイパス事業を促進すること。特に渋滞緩和に向け、樋ノ口付近の整備を早期に行うこと

令和5年度 予算要望 (宮代町)

- (1) 姫宮落川下流域改修工事の早期完成
- (2) 初期救急や二次救急など県民に身近な医療に関して、住み慣れた地域で 安心してサービスを受けられる体制が構築できるよう、病院整備に係る病床 数の弾力化など病床制度等の見直しを行うよう国に働き掛けること
- (3) 自治体(学校設置者)において策定した学校再編計画に基づいて行う、小中学校の再編及び地域の拠点施設化整備について、補助制度の創設や地方 債の借り入れに対する後年度負担の軽減(地方交付税の基準財政需要額への 算入)を行うこと

令和5年度 予算要望 (朝霞市)

- (1) 基地跡地内公園利用地を国有財産法に則り無償貸し付けとすること並びに基地跡地の土壌汚染等の処理について、国に対し県が支援及び協力すること
- (2) 台風等の大雨の際、新河岸川や黒目川の水位が上昇しやすい状況のため、定期的に汚泥除去等の河道掘削を実施すること。加えて土手のかさ上げを実施すること
- (3)新型コロナウイルス感染症及び原油・原材料高騰で打撃を受けた県内 中小企業・小規模事業者への埼玉県による支援を引き続き実施すること。加 えて申請の簡略化や早期給付を行うこと
- (4)障害者グループホーム(共同生活援助)の設置基準に埼玉県独自の基準として、事業者又は県の負担による緊急時受け入れの実施を設置条件として追加すること
- (5) 埼玉県障害者生活支援事業補助金の対象事業である「障害児(者)生活サポート事業」補助金を、在宅重度心身障害者手当支援事業と同様の補助率2 分の1による補助金を交付すること
- (6)地域支援事業について、県として必要な予算を確保し、障害福祉サービスに係る自立支援給付事業と同様の補助率 100 分の 25 による補助金を交付すること
- (7)障害者への交通費補助制度について、県内でのサービスの統一化を図るとともに、財政難による事業縮小などの影響を避けるため、交通費助成事業に対する補助金を交付すること

- (8) 指定難病患者に対する支援策について、財政規模による自治体間の格差が生じないよう県内でのサービスの統一化を図り、難病患者見舞金に対する補助金を交付すること。また、本来難病患者の指定は県の事務であることから、見舞金制度を県において実施すること
- (9)子どもの医療費助成制度について、県の補助制度を見直し、各市町村の実態や住民ニーズに即した補助対象年齢の拡大や対象要件の緩和などを行うこと。また、この制度については国の制度として創設し、各自治体の実情や均衡性に即した標準化を図るよう、県から国へ働きかけを行うこと
- (10) 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育所等を整備する際に、 安定的かつ良好な教育・保育が提供できるように、子ども・子育て支援新制 度における公定価格の県費負担増額を求めるとともに国への負担強化を要望 すること
- (11) 一般国道 2 5 4 号バイパス第二期整備区間の早期整備のため、財源の確保に努めるとともに商業施設の立地など本バイパスの特性を活かした沿道の活性化に向けた土地利用が進むよう県が協力すること
- (12) 県内でも確認されている「カシノナガキクイムシ」による被害の拡大 を防止するため、公園や緑地を対象としたナラ枯れ被害対策に係る補助事業 を創設し、支援すること
- (13) 市の水道事業の安定的運営にも関わる県営水道の送水管耐震化を更に 進めること
- (14) 雨水対策やストックマネジメントを円滑にかつ迅速に推進していくためにも、新たな補助金制度を創設し、財政支援すること。また、公共工事の契約の適正化を図るため、契約後の土木資材等の高騰に柔軟に対応できる補助金制度を見直すこと

- (15) 校舎の増築にあたり国庫補助金(公立学校施設整備費負担金)の手続きを行うが、実際の工事費と乖離が大きく市の財政負担は大きくなるため、新たな補助金の創設と建築単価の見直しを行うこと
- (16) 私立学校の父母負担軽減事業の対象拡大について、県内在住かつ県外校在学の生徒も対象とすること
 - (17) 放課後子供教室事業について、仮申請額どおり補助すること
- (18) 埼玉県の新制度として、公立社会体育施設の大規模改修に活用できる補助金制度の新設を検討すること

令和5年度 予算要望 (志木市)

- (1) 今後記録的な豪雨により、いつ堤防を越水し、大規模な浸水被害が発生するのではないかと未だに住民は不安に悩まされており、地域住民の生命、財産を保全し、安全で安心な生活環境の実現のため、水谷調節池の早期完成・整備促進
- (2) 志木市中宗岡地内、県道さいたま東村山線の宗岡公民館前交差点には右 折レーンがなく、変則十字路である事から三現示の信号処理による朝夕の志 木市内の交通渋滞の緩和と歩行者等の安全確保のため、県道さいたま東村山 線交差点整備事業の早期完成
- (3) 県施行街路事業(都市計画道路中央通停車場線三工区残りの310メートル)への財源確保による整備促進
- (4) 県道さいたま東村山線までの一般国道254号和光富士見バイパス第二

期工事区間の完成後も、外環道まで繋がるよう県道朝霞蕨線・新盛橋東交差 点までの整備促進

- (5) 一般県道和光志木線、朝霞市内の朝霞浄水場(西)交差点に渋滞解消の ための暫定右折レーンを整備する交差点改良工事の実施
- (6) 地域住民の安全で安心な生活環境を実現するため、荒川水系新河岸川ブロック河川整備計画に位置づけられた内水を流出できる新河岸川及び柳瀬川の比流量の改正
- (7) 柳瀬川(富士見橋下流から新河岸川合流まで)の河川水位の上昇を防止 するための定期的な河道掘削の実施
- (8) 志木市上宗岡 4 丁目 3 番と 4 丁目 19 番の間にある交差点へ点滅信号を 設置
 - (9) 宮戸橋から新宮戸橋の堤防道路の舗装化支援
 - (10) 県道川越・新座線 志木市上宗岡 3-1-39より以北の歩道整備
- (11) 県道保谷志木線(宿通り)志木市中宗岡1-4-16から17の歩道整備
 - (12) 志木市中宗岡 1 12 柳下木材脇の歩道狭小部分の歩道拡幅
 - (13) 志木市上宗岡 3-1 寿司一休脇への押しボタン信号の設置
 - (14) 志木市中宗岡 2 26 4 押しボタン信号の設置
 - (15) 志木市下宗岡 3-13-8 コインランドリー前の横断歩道に押しボタン

信号の設置

- (16) 志木市本町 4-14 大原交差点 点滅式歩行者用信号の設置
- (17) 県道さいたま東村山線の中宗岡 3-6-36 のスポーツジム前から中宗岡 4-20-6 セブンイレブン前の間に横断歩道の設置
- (18) 志木市下宗岡 1-17-3 交差点への信号設置(朝夕下宗岡 2 丁目方面から宮戸橋方面への右折が困難なため)

令和5年度 予算要望 (和光市)

- (1) 埼玉版スーパー・シティプロジェクトに位置付けられた「和光市版スーパーシティ構想」に対する県のさらなる支援制度の充実
 - (2) 国道254号和光バイパスの早期整備
- (3) ケアラー(家族介護者等)が新型コロナウイルス感染した場合の要介護 者支援施設の拡充および支援策の充実
- ①施設の増加及び受入施設の偏在の解消
- ② 移送対応事業者の斡旋と補助等による受入施設までの移送体制構築
- ③ 移送当日に抗原検査キットによる陰性判定で受入れ可能とするための体制構築
- ④ 地域密着型サービス利用者も受入れ可能となる体制の構築
- ⑤ 医療的ケアが必要な方についての受け入れられる場所の体制構築
- ⑥施策拡充のための予算措置
- (4) 「ACP普及啓発事業」の地域実施に係る財政的・人的支援

- (5) 県道和光インター線の新倉ロータリー(外環側道部分・大泉方面)と和 光市駅北口区画整理地と接続する交差点への信号機の早期設置
- (6) 「和光市駅北交差点」で戸田方面から朝霞方面に向かう右折車が滞留しつつ、直進車が通行できる方策についての協力
- (7) 新河岸川流域の浸水被害の解消と治水安全度の向上を図るよう、新河岸 川等の整備を推進すること
- (8) 県立和光樹林公園への「インクルーシブ遊具」など子供向け複合遊具の増設

令和5年度 予算要望 (久喜市)

- (1) (仮称) 久喜東スマートインターチェンジの事業採択に向けた支援
- (2) 県道久喜騎西線バイパスの整備促進
- (3) 県道3号線(さいたま栗橋線) 久喜市高柳地内、門樋橋北側への産業団 地造成に伴う右折帯設置
- (4) 県道3号線(さいたま栗橋線) 久喜市八甫地内「鷲宮ダイエー(パチンコ店)」付近、上り線への右折帯設置
- (5) 県道3号線(さいたま栗橋線) 久喜市内の歩道未整備路線部分への歩道 設置
 - (6) 県道12号線(川越栗橋線) 菖蒲小林地内、小林交差点の整備促進

- (7) 県道12号線(川越栗橋線) 菖蒲三箇地内、備前堀川「笊田橋」から国道122方面「大久保バス停」(北側)への早期歩道設置
- (8) 県道12号線(川越栗橋線)北中曽根から所久喜「六万部橋」までの歩道設置
- (9) 県道12号線 (川越栗橋線) 鷲宮中妻地内、市道鷲宮6号線から鷲宮体育センター北側までの歩道設置
 - (10) 県道12号線(川越栗橋線)清久さくら通り交差点の交差点改良
- (11) 県道12号線(川越栗橋線)清久さくら通り交差点の備前前堀に架かる橋脚部分の拡幅や歩道設置による歩行者保護
- (12) 県道12号線(川越栗橋線)菖蒲町新堀地区の新堀交差点改良の早期 完成
- (13) 県道12号線(川越栗橋線)清久地内(県立久喜特別支援学校付近・ 元東京理科大学付近から上清久交差点)東側の歩道未設置区間への歩道設置
- (14) 県道12号線(川越栗橋線)と県道151号線(久喜騎西線)が交差する「上清久交差点」の交差点改良の早期実現
 - (15) 県道12号線(川越栗橋線)「六万部橋東交差点」の改良
- (16) 県道77号線(行田蓮田線)下栢間交差点から鴻巣市境までの未改良 部分の早期整備
- (17) 主要地方道 7 8 号線(春日部菖蒲線)の樋ノ口バイパスから国道 1 2 2 号までの歩道未設置部分への早期歩道設置

- (18) 県道85号線(都市計画道路杉戸久喜線)のJR・東武鉄道跨線橋西側から県道3号線手前交差点までの延伸整備の推進と市道211号線駅側への右折帯確保による渋滞対策の実施
 - (19) 県道85号線(都市計画道路杉戸久喜線)街路整備事業の推進
- (20) 主要地方道 8 7 号線(上尾久喜線)の久喜市樋ノ口地内、樋ノ口バイパスの整備促進
 - (21) 国道122号(菖蒲町三箇(通学路)) 唐杉交差点への歩道橋新設
 - (22) 県道152号線(加須幸手線)八甫・鷲宮地内の整備促進
 - (23) 県道153号線(幸手久喜線)青毛堀川にかかる喜橋から丸島大橋 (東武鉄道跨線橋)までの北側、歩道未設置部分までの歩道設置促進
 - (24) 県道313号線(北根菖蒲線)の拡幅と歩道設置
- (25) 県道316号線(阿佐間幸手線)JR 宇都宮線を跨ぐ跨線橋から東側の 一部片側歩道の両側歩道設置
 - (26) 県道310号線(笠原菖蒲線)への歩道設置
 - (27) 一級河川庄兵衛堀川に堆積した土砂の定期的な浚渫
 - (28) 一級河川庄兵衛堀川の除草実施日の前倒しと回数増加
 - (29) 一級河川庄兵衛堀川の久喜市除堀地内の治水・周辺冠水対策の推進

- (30) 一級河川中川の改修促進
- (31) 備前前堀川(久喜市清久町内・所久喜地内(清久さくら通りと並行している部分))の浚渫による川底上昇の解消と河川幅の拡幅、頻繁な雑草駆除
- (32) 県道396号線(下早見菖蒲線)「久喜の里」入り口部への信号機設置
- (33) 県道146号線(六万部久喜停車場線)と市道久喜2543号線交差点「銀杏ホール先」への定周期式信号機の設置
- (34) 県道151号線(加須騎西線)と理科大通り交差点、理科大通り北側から加須方面への右折矢印信号の設置
- (35) 久喜市上清久、太芳寺前、(県道12号線と市道久喜2009、20 37号線交差点) 通学路への押しボタン式信号機の設置
- (36) 県道12号線(川越栗橋線)、久喜市所久喜・六万部堺五差路交差 点、市道から県道東側への右折用信号機の設置
- (37) 菖蒲地区南部産業団地(市道菖蒲7号線と菖蒲844号線との交差点)への定周期式信号機の設置
- (38) 久喜市菖蒲町菖蒲、県道12号線(県道川越栗橋線)と市道菖蒲12 38号線・市道菖蒲1328号線との交差点への定周期式信号機の設置
- (39) 久喜市菖蒲町下栢間稲穂通り、圏央道菖蒲 P A 側道と稲穂通り交差点の通学路への押ボタン式信号機の設置

- (40) 久喜市菖蒲町菖蒲、下塚田交差点(市道菖蒲 1 号線と 2 号線)への定 周期式信号機の設置
 - (41) 県道北根菖蒲線と市道菖蒲 9 号線及び市道菖蒲 5 1 号線との交差点 (しょうぶ会館前) 信号機の歩行者用信号機への改良
 - (42) 県道加須菖蒲線と市道菖蒲78号線及び市道菖蒲51号線との交差点 (進栄電気前) 信号機の歩行者用信号機への改良
- (43) 栗橋地区南栗橋駅入口(市道栗橋1068号線と市道栗橋1089号線との交差点)への定周期式信号機の設置
- (44) 「メモリアルとね」付近(県道152号線(加須幸手線)鷲宮3丁目 地内) 交差点への幸手から「メモリアルとね」方面への右折用信号設置
 - (45) 久喜市八甫地内「鷲宮ダイエー(パチンコ店)」付近、県道3号線 (さいたま栗橋線)上り線への右折用信号機の設置
- (46) 久喜市高柳地内「門樋橋北側」、県道3号線(さいたま栗橋線)手押 し式信号機の定周期式信号機への変更
- (47) 久喜市東大輪、桜田地区、(市道鷲宮10号線と市道鷲宮74号線)の交差点(元ケーヨーデイツー前T字交差点)通学路への定周期式信号機の 設置
- (48) 県道12号線(川越栗橋線)久喜市上内1815-4先交差点の交差 点改良
- (49) 鷲宮地区レーベン東鷲宮テラス地先(市道鷲宮10号線、同2021 号線、同714号線の交差点)への押しボタン式信号機の設置

- (50) 鷲宮地区(市道鷲宮79号線と市道鷲宮900号線、市道鷲宮916 号線との交差点)百観音温泉第一駐車場北への押ボタン式信号機の設置
 - (51) 久喜菖蒲公園へのスケートボードパークの設置
 - (52) 小林栢間土地改良区のポンプ改修への助成
- (53) 久喜市菖蒲町上大崎地区の農業用排水路整備のための県費単独土地改 良事業補助金の交付
- (54) 乳幼児医療費助成制度において補助対象年齢の拡大、所得制限・自己 負担金の廃止など助成制度の拡充
- (55) 国への介護給付費財政調整交付金の算定方法見直し要望及び県による 不交付市町への当該交付金補填の実施
- (56) 脱炭素社会実現に向けて、建築物の ZEH 化、ZEB 化、EV 化、地域新電力会社の設立について、各自治体の取組に応じた補助金や人的支援などの制度創設
 - (57) 久喜提燈祭り (天王様)の観光資源としての活用推進
 - (58) 栗橋関所跡の観光資源としての活用推進
 - (59) 栢間古墳群(県指定史跡)の観光資源としての活用推進
 - (60) 久喜提燈祭り (天王様) の県文化財指定
 - (61) 栗橋関所の教育への活用

- (62) 栢間古墳群(県指定史跡)の生涯学習等での活用促進
- (63) 除堀産業団地の造成
- (64) 東北道久喜 IC 北側・江面地区の産業団地推進

令和5年度 予算要望 (東松山市)

- (1) 令和元年東日本台風により決壊した一級河川九十九川及び新江川に対する排水機場及び調整池について、具体的な改修工計画の提示すること、及び早期に事業完了すること
- (2) 一級河川市野川の河道改修工事の具体的な改修工計画の提示すること、 及び早期に事業完了すること
 - (3) 市民要望の多い交通安全施設(横断歩道と停止線)の早期整備
- (4) 原油価格や物価高騰等の影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援を実施すること

令和5年度 予算要望 (川島町)

(1) 川島インターチェンジ南側地区の開発支援について、各関係機関との協議を着実に進展させ、本開発計画が早期かつ円滑に推進できるよう県として支援すること

- (2) 県民の安全安心を確保のため、一般県道平沼・中老袋線道路整備を推進すること
- (3) 天神橋から国道 2 5 4 号バイパス南園部交差点までの区間は道路幅員も狭く、歩道も整備されていないため、通行者の安全を確保するためにも主要地方道日高・川島線道路整備を推進すること
 - (4) 市野川堤防法面の復旧工事及び河道整備の推進

令和5年度 予算要望 (吉見町)

- (1) 一級河川市野川河川改修事業の未改修区間の整備、及び堤防補強工事を 早期に完成させること
- (2) 主要地方道鴻巣川島線について、歩道未整備箇所が点在し、整備箇所に おいても幅員が狭い状況であることから、早急な歩道の整備及び未改良区間 の整備を行うこと
- (3) 防災減災緊急対策事業 大沼(大)地区の早期事業完了に向けて取り組むこと

令和5年度 予算要望 (深谷市)

- (1) 小児二次救急医療支援医師派遣事業などの維持・拡充
- (2) 深谷赤十字病院救命救急センターに対する国・県補助金の強化
- (3) 深谷赤十字病院の医師確保についての継続的な支援

- (4) 障害児(者) サポート事業における、市町村の人口規模による補助限度額の撤回
- (5) 障害児(者) サポート事業における世帯所得に応じた利用者負担額の差額補助基準を 18 歳以上の利用者へ拡大すること
- (6) 各市町村で実施要項を定めている障害児(者) サポート事業について、補助団体が複数の市町村を跨ぐことを踏まえ、事業内容などの詳細を県で統一的に示すこと
- (7) 障害児(者) サポート事業において、市町村が合同で補助団体に対する 実地指導や指導監査に入る際、県が主導的な調整を行うこと
 - (8) 埼玉県多子世帯保育料軽減事業の継続実施

令和5年度 予算要望 (美里町)

- (1) 美里町内の一級河川における、計画的な河川改修
- (2) 一級河川について、急激な河川水位の上昇に対応可能、かつ遠隔的にリアルタイムで把握できる水位計等の設置
- (3) 放課後児童健全育成事業の基準額等の見直しを国へ働き掛けること (具体的には、放課後児童健全事業の交付金及び補助金の交付基準につい て、基本額は年間開所日数にかかわらず同額とすること。及び、土曜日等の 開所日数加算額については児童の利用実績や開所時間によらず、受け入れ体 制を基準とし、補助額を増額すること)
 - (4) 県単独事業の放課後児童健全育成事業における運営費加算の拡充

令和5年度 予算要望 (寄居町)

- (1) 高速自動車道路周辺の土地利用に関し、県営産業団地等の立地の積極的な推進と産業集積の実現
 - (2) 県北地域における産業拠点の積極的な整備
- (3) 県営産業団地等の立地にあたり、近隣自治体の希望を理解し、周辺地域全体の発展に繋がる近郊ある整備の実施
 - (4) 県道赤浜小川バイパス(仮)の早期完成

令和5年度 予算要望 (富士見市)

- (1) 乳幼児医療費助成制度の拡充
- (2) 福祉タクシー利用券の市町村への財政支援
- (3) 埼玉県相談支援従事者(初任者・現任)研修の拡充
- (4) 産業団地建設の着実な推進
- (5) 水谷調整池建設の着実な推進
- (6) 国道254号和光富士見バイパスの早期整備
- (7) 県道ふじみ野朝霞線の歩道整備並びに付け替え工事の推進
- (8) 富士見市の信号機設置要望箇所への早期設置

令和5年度 予算要望 (新座市)

- (1) 県南地域の活性化や渋滞緩和、緊急時における輸送力強化に資する地域 活性化インターチェンジの整備を県で実施すること
- (2) 地下鉄12号線の早期に一体的整備されるよう、以下の3点について連携、協力及び支援を行うこと
- ① 県において、重点的に整備すべき路線として12号線を位置付けること
- ② 東京都への働き掛け及び事業化に向けた具体的な協議の実施(事業(整備、運営)主体、費用負担等の具体化)
- ③ (仮称) 新座中央駅周辺のまちづくりの具体化 (土地区画整理事業の実施に向けた区域区分の変更、都市計画道路保谷朝霞線の早期整備、スマートインターチェンジの設置、施設(教育、医療、商業等)の誘致等)
- (3) 計画どおりの保谷朝霞線の都市計画変更と早期の事業着手を行うこと。また、保谷志木線及び産業道路との交差点部への右折レーンの設置について検討すること
- (4) 新座都市計画道路 3 · 4 · 1 保谷朝霞線など新設や改良等で整備を実施する際は、雨水流出抑制施設の整備も併せて計画すること
- (5) 今年度策定する野火止用水保存活用計画について、様々課題があるので引き続き県が協力すること
- (6) カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、市が積極的に進められるよう必要な環境施策に対し、財政支援・補助制度の創設を検討すること
- (7) 県補助金(学習支援促進事業費・ジュニアアスポート横展開事業) についての補助金を全ての自治体が利用できるよう補助対象市を拡充するとともに、補助額の増額及び補助期間の延長を行うこと

- (8) 自立支援医療(精神通院医療)の受給者の自己負担がなくなるよう制度の拡充
- (9) 重度心身障がい者福祉手当支給事業 市単独で対象を拡大している療育 手帳B所持者も対象となるよう制度の拡充すること
- (10) 障がい者支援施設の短期入所サービスについて、県からも社会福祉法 人埼玉県社会福祉事業団等に早急の施設整備を働き掛けること
- (11) 障がい者福祉事業所等の職員で新型コロナウイルス感染者等が発生した場合のホームヘルパー等の確保について、県内の障がい者福祉事業所等の垣根を越えて、ホームヘルパー等を応援派遣する仕組みを検討すること。具体的には以下を検討すること
- ① 県内の障がい者福祉事業所のうち、緊急時にホームヘルパー等を応援派遣できる事業所の登録及び派遣制度
- ② 県内在住の元ホームヘルパーや介護経験のある人材の登録及び派遣制度
- (12) 障害者総合支援法に規定する計画相談支援に係る報酬単価では、運営がままならない事業所が多数存在するため、県による計画相談支援事業に対する補助制度の創設
- (13) 重度心身障がい者医療費の現物給付制度の対象拡大について県における福祉3医療費の現物給付化は、未就学児の県内医療機関利用時に限定されているが、その他の対象者及び医療機関においても、同様の制度すること
- (14) こども(乳幼児)医療費の県補助基準の見直しについて県補助金について、乳幼児医療費支給の対象年齢を拡大するとともに、所得制限や自己負担金制度を廃止し、市町村の支給額における2分の1を補助額とすること

- (15) 保育士の人材確保に向けた取組について、県が保育士の給与補助も含め、より効果的な保育士の人材確保の取組を推進すること
- (16) ワクチン接種について、3回目の接種から被接種者がワクチンの種類を選べることになったことから、結果として米ファイザー製ワクチンへの希望が偏り、モデルナ製ワクチンが使用期限切れを迎え、破棄する事態が全国で起きている状況を踏まえて4回目接種の実施に当たり、ワクチンの配分量については各自治体の要望に十分に応えること
- (17) ワクチン接種の副反応及び後遺症について、まずは地域の医療機関 (かかりつけ医等)を受診し、紹介状を受けてからという流れになっている 点を踏まえ、この流れを迅速かつ適切に行うためにも、更なる地域の医療機 関との連携強化や相談体制の整備を行うこと
- (18) 保健所機能の強化を図るために、朝霞保健所所管地域の所管地域を以前の状況に戻したうえで、職員の拡充や相談体制の整備を行うこと
- (19) 高齢者が進んで運転免許証を自主返納できるよう、運転経歴証明書の 交付手数料の助成を行うこと
- (20) 県では「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」を策定しており、保谷朝霞線の整備に合わせ、市中央部のまちづくりが進展するよう、新座市と連携して推進すること
- (21) 都市計画マスタープランに位置付けたとしても、今後県や農林部局との協議が難航することが想定されるあたご・菅沢地区のまちづくりが早期に実現できるよう、協力及び支援を行うこと
- (22) 広域的な高齢者の交通事故防止施策の実施について自動車の利用範囲は市域に限定されるものではなく、より広域的な対応が必要なことから、急

発進制御装置補助等の県域で実施すること。また、運転免許証の自主返納を促進するための、高齢者に対するバス運賃の無料パス(シルバーパス)の実施を検討すること

- (23) 志木街道(主要地方道さいたま東村山線及び新座都市計画道路東村山足立線)の整備について現在事業中の区間について、渋滞の解消や歩行者、自転車の安全性を確保するため、早期に事業完成すること。事業計画が未定の部分については、当該路線に重複して都市計画決定されている新座都市計画道路東村山・足立線(幅員18m)の整備を行うこと
- (24) 新座都市計画道路 3 · 4 · 1 0 及び新座都市計画道路 3 · 4 · 1 1 放射 7 号線の整備計画について本路線は、重要な広域幹線道路であることから、早期に完成させること
- (25) 中野川の溢水解消対策について、引き続き本市中野二丁目の浸水区域における溢水抑制対策として、国道 2 5 4 号及び国道 4 6 3 号からの路面排水の更なる流入防止を講じること
- (26) 震災時において県内送水管が破損し供給が絶たれた場合、自己水(井戸水等) だけでは賄いきれなくなることから、リスクを抑えるため、早期に耐震化を進めること
- (27) 県作成の洪水浸水想定区域は、朝霞市域にとどまらず、明らかに新座市域を含んでおり、本市域についても水位周知区間へ設定し、基準水位観測所の受け持ち区間に新座市域を含めること
- (28) 新堀・西堀、あたご、片山、石神、畑中の各地域に交番を新設すること
- (29) さわやか相談員の配置維持のため、中学校相談員配置事業の補助率を

10/10とすること

(30) 学校給食を自校方式で実施している学校については、県費による学校 栄養職員を全校に1名配置すること

令和5年度 予算要望 (川口市)

- (1) 保育士賃金補助事業の創設について、隣接する都県や近隣自治体との格差是正のため、埼玉県による保育士の賃金改善を目的とした有効な施策について、早期に特段の措置を講ずること
- (2) 埼玉県公共団体土地区画整理事業県道整備費の補助率の引き上げについて、県道であるにもかかわらず、県道整備にかかる費用の一部を市町村が負担しているのが現状を鑑み、県の負担割合を1/2に引き上げること
- (3) 赤山城跡(陣屋敷址)の保存・整備について、県指定「史跡」への補助 と同様に、「旧跡」に指定されている赤山城跡の用地購入や保存・整備に係 る県費補助を行うこと

令和5年度 予算要望 (戸田市)

- (1) 平成28年に(不適切な)点字ブロックの状況について各市町村に調査依頼を実施したが、改善などの検証結果について示されていないため、改めて視覚障害当事者と協議し不適切な事例・課題がどのくらいあるのか後追いできる調査を実施すること
- (2) 戸田市はエスコートゾーンがなく、視覚障害者が横断歩道をまっすぐ渡れず車止めポールにぶつかることがあるため、必要簡所にはエスコートゾー

ンを設置すること

- (3) 本町5丁目ボール公園前歩道橋に横断歩道を設置すること。また補助灯等を設置すること
 - (4) 笹目5丁目11の市道について、駐車禁止とすること
- (5) JR 埼京線戸田駅東口から県立戸田かけはし特別支援学校に向かう通学路の安全対策を行うこと(例: JR 埼京線戸田駅東口北方向高架下に横断歩道を設置する、戸田市新曽 1093 付近交差点東西方向に横断歩道を設置する)
 - (6) 笹目川の不法投棄ゴミの対策をすること
- (7) 笹目 6 丁目交差点の停止線の位置の見直し、あるいは信号機の切り替えの時間の見直しを行うこと
- (8) 笹目6丁目上部公園入口前市道について、ハンプの設置、歩道の整備、ラバーボールの設置等の安全対策を行うこと

以上 (地元要望 合計191項目)